

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（<u>給与の減額</u>） 第15条 <u>職員が</u>所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことについて<u>管理者の承認（管理者が定めるものを除く。）</u>があつた場合を除くほか、<u>管理者の定めるところにより、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給与額をその者に支給すべき給与の額から減額する。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、職員が、負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の承認を受けて、当該療養のため当該病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き所定の勤務日に勤務しないときは、管理者の定めるところにより、その期間経過後の当該病気休暇に係る日（1日の所定の勤務時間の全</u>	（<u>給料の減額</u>） 第15条 <u>職員が、</u>所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき<u>管理者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当りの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。</u> [新設]

<u>部について当該病気休暇を与えられたことにより勤務しない日に限る。)</u> 1日につき、勤務1日当たりの給与額に100分の50を乗じて得た額をその者に支給すべき給与の額から減額する。	
(休職者の給与)	(休職者の給与)
第16条 <u>休職者（次項に規定する職員を除く。）</u>に対しては、管理者の定めるところにより給与を支給することができる。	第16条 <u>休職者</u>に対しては、管理者の定めるところにより給与を支給することができる。
<u>2 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第5項の規定により休職となつた職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。</u> <u>（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）</u>	[新設]
<u>第16条の2 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</u> <u>（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）</u>	[新設]
<u>第16条の3 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u> <u>（災害補償との関係）</u>	[新設]
<u>第16条の4 職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、第12条及び第13条の</u>	[新設]

給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。 附 則 [1 略] <u>2 当分の間、職員の給料額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）附則第3項から第8項までの規定の例に準じて企業管理規程で定めるところによりその一部を減じた額とする。</u> [削る]	附 則 [1 同左] <u>2</u> 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止に伴い平成30年3月31日に退職することとなる交通局に所属する職員に係る同日における第12条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「6月又は12月」とあるのは「平成30年3月」とする。 <u>3</u> 交通局に所属する再任用職員（企業管理規程で定める職員に限る。）が平成30年3月31日に退職をしたときは、第14条の2第1項の規定にかかわらず、当該退職について、第14条の規定を適用する。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の改正規定、同条の次に3条を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第20条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第8条第1項、単純な労務に雇用される職員の	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第20条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第8条第1項、単純な労務に雇用される職員の

給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）第12条、一般職の非常勤職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）第8条及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）<u>第15条第1項</u>の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料又は報酬の額を減額して支給する。	給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）第12条、一般職の非常勤職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）第8条及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）<u>第15条</u>の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料又は報酬の額を減額して支給する。
---	--

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える企業職員の給料に関する特例措置を講ずるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。